

## 野沢温泉村広告掲載に関する取扱要綱

平成 19 年 4 月 27 日  
要 綱 第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、企業等の活性化及び村の財政収入の確保を図るため、野沢温泉村（以下、「村」という。）の資産等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 村が管理するもののうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は広告媒体に掲載しない。

- (1) 公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反、又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、及び個人の宣伝に係わるもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
- (7) その他村長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第 4 条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するものの広告
- (2) 私企業、自営業等のうち、村内に事業所等を有するものの広告
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると村長が認めるものの広告

(広告媒体の種類等)

第 5 条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに村が別に定める。

(広告募集等)

第 6 条 広告の募集は、広報のざわおんせん、村ホームページ等によりおこなう。

(広告掲載の申し込み)

第 7 条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式 1）と広告案を総務課まで提出する。

2 掲載申し込みの締め切りは、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の納入)

第 8 条 広告掲載料は広告掲載申込書を提出するとき、村の発行する納付書により一括全納することとする。

(広告審査委員会の設置)

第 9 条 広告の掲載及び掲載内容の審査を行うため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は課長会議をもって充て、会長を副村長とする。

3 委員会の事務局は、総務課内に置く。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議は会長が招集し、議事は出席者の過半数で決定する。

2 委員会の会議を招集することが困難であると会長が認める場合は回議により審査を行うことができる。

(広告掲載の決定)

第11条 委員会は、第7条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し広告掲載決定通知書(別記様式1)により申込者に通知しなければならない。

2 前項の審査の結果、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)に、必要ある場合は広告案の修正を求めることができる。

3 広告主は、掲載の決定後速やかに掲載しようとする広告の原稿(修正を求めた場合は、修正後)を提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条の規定による広告掲載の決定を取消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱に違反したとき

(2) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があったとき

(3) その他村長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

2 村は、前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告掲載取消通知書(別記様式2)により広告主に対し通知しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはその全部又は一部を還付する。

(1) 村の都合により広告を掲載できなかつたとき

(2) 第11条の規定により委員会が掲載を否決したとき

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、村税等を完納していなければならない。

3 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(協議)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、村と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。